平成２５年（フ）第７０号
埼玉県上尾市大谷本郷527―12、開始決定時の住所栃木県那須塩原市西原町５番24号　パレスマンション７―301号
破産者　菊地　耕輔
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２４０２号
名古屋市北区西志賀町３丁目87番地
破産者　秀和工業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１４号
名古屋市中村区塩池町２丁目２番25号
破産者　有限会社明和サービス
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２４号
大阪市東淀川区下新庄３丁目９番63号
破産者　株式会社オクノフードサービス
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９５号
兵庫県三田市大原1310―17北林マンション102、商業登記簿上の本店所在地神戸市須磨区白川台７丁目10番地の１ルナガーデン１Ｆ
破産者　株式会社フォワード
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１号
茨城県取手市戸頭４丁目２―６
破産者　有限会社常南商事
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目16番地16
破産者　有限会社ツーピース
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６２５号
東京都町田市木曽東４丁目11番イ６―203号
破産者　串田　千恵
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９７号
岐阜市石原３丁目253番地１いずみ２―104号室
破産者　黒木　睦男
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４９７号
愛知県安城市三河安城東町２丁目２番地11
破産者　株式会社北陽通信
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
三重県鈴鹿市中旭が丘１丁目10番18号　リバティベル１Ｅ
破産者　幸せの黄金鯛焼きこと　坂本　正樹
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３９号
滋賀県栗東市林437番地　104号、開始決定時の住民票上の住所滋賀県野洲市近江富士４丁目５番15号
破産者　福島　謙次
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２１号
京都府宇治市大久保町南ノ口64番地の４
破産者　株式会社ヤマダイ美商
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
京都府舞鶴市字倉谷1091番地の１
破産者　株式会社都屋
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
京都府舞鶴市字引土348番地２
破産者　株式会社ヤマサ
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第７９２号
広島市南区西蟹屋３丁目３番24号
破産者　髙原運送株式会社
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
長崎県長崎市住吉町20番36号
破産者　株式会社企画工房
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　ルミナス荘苑1101号、前住所宮崎市大字新名爪195番地神宮アパート204号
破産者　根井　浩之
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８２号
長野県中野市大字草間1727番地１
破産者　有限会社北信設備工業
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
札幌市西区二十四軒３条５丁目１番14号
破産者　株式会社コラボレーション
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４０号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立3919番地
破産者　富士リゾート企画株式会社
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
山梨県甲府市下石田２丁目21番29号
破産者　株式会社ラ・ベルエキップ
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係